

監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和6年1月29日

木津川市監査委員 西井 正
木津川市監査委員 兎本 尚之

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により、下記のとおり公表します。

なお、本監査は木津川市監査基準に準拠して行ったことを申し添えます。

記

- 1 監査執行年月日 令和5年12月25日（月） 午前10時00分から
- 2 監査対象部局及び監査対象
 - 建設部 指導検査課
 - （1）令和5年度入札実施状況について（令和5年11月末現在）
 - （2）発注業務に係る情報漏洩対策について
 - （3）1者応札の取り扱いについて
 - 建設部 建設課・まちづくり事業推進室
 - （1）令和4年度繰越工事の進捗状況について
 - （2）にぎわい拠点施設の整備スケジュールについて
 - 建設部 施設整備課
 - （1）市営住宅使用料の収納状況について（令和5年11月末現在）
 - （2）第2次木津川市営住宅ストック総合活用計画の進捗状況について
 - 建設部 管理課
 - （1）道路照明灯LED化による取組効果について
 - （2）道路施設（横断歩道橋、トンネル）の長寿命化計画について
 - （3）樋門等操作管理事業費について
 - 建設部 都市計画課

- (1) J R木津駅東周辺地区の今後について
- (2) 第2次空家対策計画の内容と取り組み状況について
- (3) 木津東地区まちづくり支援事業の現状について
- (4) 市内都市計画道路の整備状況について

3 監査方法

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した。

4 監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内においておおむね適正であると認められた。

なお、一部の事務について、次に示すように指摘を要する事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に留意されるよう意見を述べる。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、記述を省略した。

(別 紙)

【指導検査課】

やむを得ず随意契約とならざるを得ない契約案件については、事業者いかなりの金額にならないよう、適切な金額による折衝に引き続き努められたい。

すべてに共通する事項であるが、情報漏洩対策など重要事項に関する職員周知の手法については、マイウエブのみで完結することなく、職員に知らしめられている状況を確認されたい。また、人事秘書課と連携するなど職員研修の必要性についても十分に検討されたい。

【建設課】

【まちづくり事業推進室】

にぎわい拠点施設の整備に向けた取り組みについては、ハード面だけでなく、観光戦略に向けた連携体制を庁内全体でしっかりと構築されたい。

【施設整備課】

市営住宅使用料の徴収については、滞納者との折衝記録を確実に残されたい。また、再三の納付指導や努力にも関わらず、やむを得ず時効処分となる場合は、折衝記録をもとに明確な説明責任を果たされたい。

【管理課】

排水管理施設の維持管理に係る謝礼、補助等の積算根拠を他の団体の事例も参考にし、明確にされたい。また、維持管理に関する契約については、随意契約が多く見受けられることから、引き続き、適正な契約に努められたい。

【都市計画課】

鹿背山分校が木津北地区保全活動に活用されているが、施設の文化遺産的な価値観からその保存も含めた検討を進められたい。

以 上。